

亀山市告示第185号

亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱及び亀山市契約等からの暴力団等排除措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の一部を改正する告示

（亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の一部改正）

第1条 亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（<u>中小受託事業者</u>に関する資格（指名）停止）</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の規定により資格（指名）停止を行う場合において、当該資格（指名）停止について責めを負うべき有資格業者である<u>中小受託事業者（下請負人を含む。以下同じ。）</u>があるときは、当該<u>中小受託事業者</u>について<u>受注者（元請負人を含む。以下同じ。）</u>の資格（指名）停止の期間の範囲内で<u>情状に応じて期間を定め、資格（指名）停止</u>を併せて行うものとする。</p> <p>（資格（指名）停止の期間の特例）</p> <p>第6条 [略]</p>	<p>（<u>下請負人</u>に関する資格（指名）停止）</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の規定により資格（指名）停止を行う場合において、当該資格（指名）停止について責めを負うべき有資格業者である<u>下請負人</u>があるときは、当該<u>下請負人</u>について<u>元請負人の資格（指名）停止の期間の範囲内</u>で、<u>情状に応じて期間を定め資格（指名）停止</u>を併せて行うものとする。</p> <p>（資格（指名）停止の期間の特例）</p> <p>第6条 [略]</p>

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときにおける資格（指名）停止の期間の短期は、それぞれ別表右欄に定める短期の2倍（別表第2第2号（3）又は第3号（4）の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。ただし、有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の資格（指名）停止を行う前のものである場合には、本項の規定に基づく加重措置の対象としない。この場合において、中小受託事業者又は共同企業体の構成員について、本項の規定に基づく加重措置を講じるときは、受注者又は共同企業体の資格（指名）停止の期間を超えてその資格（指名）停止の期間を定めることができる。

（1）及び（2） [略]

3～6 [略]

別表第2（第3条、第6条、第7条関係）

不正行為等による措置基準

措置要件	措置期間
[略]	[略]
(暴力的不法行為等)	
7 次の(1)から(6)のいずれかに該当する	次の(1)から(6)

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときにおける資格（指名）停止の期間の短期は、それぞれ別表右欄に定める短期の2倍（別表第2第2号（3）又は第3号（4）の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。ただし、有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の資格（指名）停止を行う前のものである場合には、本項の規定に基づく加重措置の対象としない。この場合において、下請負人又は共同企業体の構成員について、本項の規定に基づく加重措置を講じるときは、元請負人又は共同企業体の資格（指名）停止の期間を超えてその資格（指名）停止の期間を定めることができる。

（1）及び（2） [略]

3～6 [略]

別表第2（第3条、第6条、第7条関係）

不正行為等による措置基準

措置要件	措置期間
[略]	[略]
(暴力的不法行為等)	
7 次の(1)から(6)のいずれかに該当する	次の(1)から(6)

<p>ものとして関係行政機関から通報があり、又は次の（7）から（11）のいずれかに該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>の措置期間については、資格（指名）停止の期間の始期から当該期間を経過し、契約の相手方として適当と認められる状態となるまで</p>	<p>ものとして関係行政機関から通報があり、又は次の（7）から（11）のいずれかに該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>の措置期間については、資格（指名）停止の期間の始期から当該期間を経過し、契約の相手方として適当と認められる状態となるまで</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>（8） 有資格業者が、市発注工事の契約を履行するに当たり、暴排要綱別表に掲げるいずれかに該当する者と知りながらその者を<u>中小受託事業者</u>又は再受託者としていたとき。</p>	<p>3月以上6月以内</p>	<p>（8） 有資格業者が、市発注工事の契約を履行するに当たり、暴排要綱別表に掲げるいずれかに該当する者と知りながらその者を<u>下請負人</u>又は再受託者としていたとき。</p>	<p>3月以上6月以内</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>（10） 有資格業者が、市発注工事の契約を履行するに当たり、発注機関の長が、暴排要綱第5条第4項又は第6条第4項</p>	<p>3月以上6月以内</p>	<p>（10） 有資格業者が、市発注工事の契約を履行するに当たり、発注機関の長が、暴排要綱第5条第4項又は第6条第4項</p>	<p>3月以上6月以内</p>

<p>の規定に基づき、当該有資格業者に対し又は当該有資格業者を通じて暴排要綱第2条第5号に規定する<u>中小受託事業者等</u>又は第2条第6号に規定する資材販売業者等との契約の解除を求めたにもかかわらず、当該有資格業者がこの要求に従わなかったとき。</p>		<p>の規定に基づき、当該有資格業者に対し又は当該有資格業者を通じて暴排要綱第2条第5号に規定する<u>下請負人等</u>又は第2条第6号に規定する資材販売業者等との契約の解除を求めたにもかかわらず、当該有資格業者がこの要求に従わなかったとき。</p>	
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]		備考 [略]	
備考 表中の [] の記載は注記である。			

(亀山市契約等からの暴力団等排除措置要綱の一部改正)

第2条 亀山市契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年亀山市告示第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(用語の定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) <u>中小受託事業者等</u> <u>中小受</u></p>	<p>(用語の定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) <u>下請負人等</u> <u>下請負人</u> (一</p>

託事業者（一次下請以降の全ての
下請負人を含む。）及び再受託者
（再受託以降の全ての受託者を含
む。）並びに契約の相手方、中小
受託事業者又は再受託者が当該契
約の履行に関して締結する全ての
契約の相手方をいう。

(6) [略]

(7) 契約者等 入札参加資格者
等若しくはその役員等、中小受託
事業者等若しくはその役員等又は
資材販売業者等若しくはその役員
等をいう。

(8) ～ (10) [略]

(11) 不当介入 市の契約等の
相手方（以下「受注者」という。）
又は中小受託事業者等に対して行
われる契約等の履行に関する不当
要求（応ずべき合理的な理由がな
いにもかかわらず行われる要求を
いう。）及び妨害（不法な行為等
で、契約等の履行の障害となるも
のをいう。）をいう。

（契約等の入札参加資格者等又は下
請人等からの排除並びに契約の解除）

第5条 [略]

2 前項の規定は、入札参加資格者等
又はその役員等が別表に掲げる場合
のいずれかに該当する者と知りなが

次下請以降の全ての下請負人を含
む。）及び再受託者（再受託以降
の全ての受託者を含む。）並びに
契約の相手方、下請負人又は再受
託者が当該契約の履行に関して締
結する全ての契約の相手方をいう。

(6) [略]

(7) 契約者等 入札参加資格者
等若しくはその役員等、下請負人
等若しくはその役員等又は資材販
売業者等若しくはその役員等をい
う。

(8) ～ (10) [略]

(11) 不当介入 市の契約等の
相手方（以下「受注者」という。）
又は下請負人等に対して行われる
契約等の履行に関する不当要求
（応ずべき合理的な理由がないに
もかかわらず行われる要求をい
う。）及び妨害（不法な行為等で、
契約等の履行の障害となるものを
いう。）をいう。

（契約等の入札参加資格者等又は下
請人等からの排除並びに契約の解除）

第5条 [略]

2 前項の規定は、入札参加資格者等
又はその役員等が別表に掲げる場合
のいずれかに該当する者と知りなが

らその者を中小受託事業者又は再受託者としていた場合について準用する。

3 [略]

4 市長は、受注者が別表に掲げる場合のいずれかに該当する者と認められるものを中小受託事業者等としていたときは、受注者に対し当該中小受託事業者等との契約等の解除を求めることができるものとする。

5 [略]

(契約等における資材購入等からの排除及び契約の解除)

第6条 受注者及び中小受託事業者等は、資材販売業者等又はその役員等が別表に掲げる場合のいずれかに該当する者と認められるときは、当該資材販売業者等から資材等を購入し、又は廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者を使用してはならない。

2及び3 [略]

4 市長は、受注者又は中小受託事業者等が別表に掲げる場合のいずれかに該当する者と認められる資材販売業者等と契約があるときは、受注者に対し当該資材販売業者等との契約等の解除を求めることができるものとする。

5 [略]

らその者を下請負人又は再受託者としていた場合について準用する。

3 [略]

4 市長は、受注者が別表に掲げる場合のいずれかに該当する者と認められるものを下請負人等としていたときは、受注者に対し当該下請負人等との契約等の解除を求めることができるものとする。

5 [略]

(契約等における資材購入等からの排除及び契約の解除)

第6条 受注者及び下請負人等は、資材販売業者等又はその役員等が別表に掲げる場合のいずれかに該当する者と認められるときは、当該資材販売業者等から資材等を購入し、又は廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者を使用してはならない。

2及び3 [略]

4 市長は、受注者又は下請負人等が別表に掲げる場合のいずれかに該当する者と認められる資材販売業者等と契約があるときは、受注者に対し当該資材販売業者等との契約等の解除を求めることができるものとする。

5 [略]

(不当介入に対する措置)

第7条 市長は、受注者に対し、受注者又はその中小受託事業者等が市と締結した契約等の履行に際し暴力団等による不当介入を受けた場合には当該受注者が直ちにその旨を市に報告することを求めるとともに、三重県亀山警察署への通報及び警察等の捜査上必要な協力を行うよう指導するものとする。

2 [略]

3 第5条第1項の規定は、受注者が第1項の報告、通報及び協力を怠り、著しく信頼を損なう行為があると認められる場合（正当な理由なく、不当な介入に漫然と応諾し、これを報告し、及び通報しなかった場合をいう。ただし、不当要求の程度が軽微であり、受注者又は中小受託事業者等において直ちに拒否する等の確に対応し、以後の要求がないような場合において報告及び通報を怠ったときを除く。）について準用する。

4及び5 [略]

(不当介入に対する措置)

第7条 市長は、受注者に対し、受注者又はその下請負人等が市と締結した契約等の履行に際し暴力団等による不当介入を受けた場合には当該受注者が直ちにその旨を市に報告することを求めるとともに、三重県亀山警察署への通報及び警察等の捜査上必要な協力を行うよう指導するものとする。

2 [略]

3 第5条第1項の規定は、受注者が第1項の報告、通報及び協力を怠り、著しく信頼を損なう行為があると認められる場合（正当な理由なく、不当な介入に漫然と応諾し、これを報告し、及び通報しなかった場合をいう。ただし、不当要求の程度が軽微であり、受注者又は下請負人等において直ちに拒否する等の確に対応し、以後の要求がないような場合において報告及び通報を怠ったときを除く。）について準用する。

4及び5 [略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。